

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の改正について（議案第48号）

廃棄物対策課

1 改正の理由

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域等の指定により、当該区域内において行われる宅地造成等の工事について法律が適用されることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 刑法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 第1条関係

ア 特定事業（土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が1,000平方メートル以上であるもの）を行おうとするものを、許可制から届出制に改める。

イ 埋立て等による土砂等の崩落の防止等を定める規定を削る。

(2) 第2条関係

罰則に係る規定において、懲役を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和7年5月26日（ただし、2の(2)については、令和7年6月1日）